からっと隊長キャラクターロゴマーク使用申請書

航空幕僚長　殿

（厚生課長気付）

からっと隊長キャラクターロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

年　　月　　日

１　申請者

（１）氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

（２）住所

（３）電話番号

（４）Eメールアドレス

２　使用目的

３　使用期間

開始：　　年　　月　　日

終了：　　年　　月　　日

４　使用範囲

５　使用方法（具体的な使用方法が分かる図等を添付すること。）

上記の申請のとおり、からっと隊長キャラクターロゴマークを使用することは、差し支えない。

　なお、使用に当たっては、裏面記載の条件を付す。

年　　月　　日

　航空幕僚長

　（公印省略）

（裏面）

からっと隊長キャラクターロゴマーク使用条件

１　申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。

２　航空自衛隊空自空上げイメージキャラクター「からっと隊長」使用マニュアルに則して使用すること。

３　同マニュアルは予告なく改訂する場合があることをあらかじめ承知しておくこと。

４　次に該当する場合は、使用を認められないことをあらかじめ承知しておくこと。

（１）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

（２）航空自衛隊の信用又は品位を害するものと認められる場合

（３）特定の個人、団体又は法人を支援又は批判するものと認められる場合

（４）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

（５）反社会的勢力や違法行為に関わると認められる場合

（６）風俗営業等の規則及び業務の正当化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める営業を行うものが利用する場合

（７）その他航空自衛隊が不適切と判断した場合

５　使用許諾後において、使用条件に反する使用が認められた場合、航空自衛隊は申請者に対しその使用を中止すること、使用対象を回収・撤去することを指示できる。その際に使用者に生じた損害について、航空自衛隊は一切責任を負わない。

６　不正な使用が行われた場合は、使用者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去を行うこと。その際に使用者に生じた損害について、航空自衛隊は一切責任を負わない。

７　からっと隊長キャラクターロゴマークを使用することによって生じたトラブルに伴う損害又は損失について、航空自衛隊は一切責任を負わない。

８　使用期間の終了年月日については、商標法第１９条に規定されている商標権の存続期間に基づく、航空自衛隊の指示に従うこと。

９　キャラクターロゴマークの利用料については、無料とする。

※　取得した個人情報は、申請内容に関する申請者への確認及び記録のために利用します。目的外に利用すること及び第三者に提供することはありません。受領した申請書は、航空幕僚監部人事教育部厚生課において保有個人情報として適切に管理します。